

社会福祉法人さぬき市社会福祉協議会

理事、監事及び評議員の報酬及び費用弁償等に関する規程

(目的)

第1条 社会福祉法人さぬき市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償等につき必要な事項は、この規程の定めるところによる。

(報酬の額)

第2条 本会会長及び監事の報酬の額は、別表第1のとおりとする。

2 役員等が理事会又は評議員会等に出席したときは、報酬として別表第2の報酬を支給する。ただし、さぬき市等の職員は、この限りでない。

(報酬の支給方法)

第3条 月額で定める報酬は、その月分を本会給与規程の適用を受ける職員の給料の支給日に支給する。

2 日額で定める報酬は、その月分を翌月25日までに支給する。

3 前条第2項の支給については、当該年度中に理事会、監査又は評議員会等に出席した回数に別表第2の金額を乗じた額を年度ごとに一括して支給する。

4 報酬は、控除すべき金額を控除して支給する。

(費用弁償)

第4条 役員等が本会業務上のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として別表第3の旅費を支給する。

2 前項に定めるもののほか、役員等に支給する旅費については職員の旅費に関する規程により支給する旅費の例による。ただし、本会の役員等のうち、さぬき市の職員は、この限りでない。

(費用弁償の支給)

第5条 前条第1項の支給については、職員の旅費に関する規程により支給する。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、議決の日（平成15年5月28日議決）から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、議決の日（平成19年5月30日議決）から施行し、平成19年5月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の社会福祉法人さぬき市社会福祉協議会理事、監事及び評議員の報酬及び費用弁償等に関する規程は、この規程の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、評議員会議決の日（平成29年6月26日議決）から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、評議員会議決の日（令和3年6月24日議決）から施行する。

別表第1（第2条第1項関係）

報 酬 の 額

区 分		報 酬 の 額	
会 長		月額	100,000円
監 事	学識経験者（会計士又は税理士の資格を有する者）	監査1回	10,000円
	学識経験者	監査1回	5,000円

別表第2（第2条第2項関係）

報 酬 の 額

区 分	金 額
出席1日につき	3,000円

別表第3（第4条関係）

弁償すべき費用の種類及びその額

区 分	旅行雑費 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)
県内料金	—	8,000円
県外料金	1,300円	11,000円